

## 次世代野菜花き産地パワーアップ事業実施基準

制定 平成31年4月1日

次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金交付要綱（平成31年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

### 1 野菜花き産地構造計画の認定基準

- (1) 生産・販売の現状と課題、主な品目の作付面積・農家戸数・生産量の現状と目標（5年後）及び目標を実現するための具体的方策が示されていること。
- (2) 野菜花き産地構造計画の内容が次世代野菜花き産地パワーアップ事業戦略（生産性の向上、施設園芸の拡大）及び県計画（和歌山県野菜振興計画、和歌山県花き振興計画等）と整合していること。

### 2 全体計画承認及び補助事業における採択基準

- (1) 野菜花き産地構造計画において、対象品目及び目標実現のための具体的方策が定められていること。
- (2) 全体計画は2年を限度とし、野菜花き産地構造計画と整合していること。
- (3) 市町村負担のある事業については、重要又は地域の緊急性が高いものと考えられるので採択において配慮する。また、事業の必要性、受益戸数等を考慮し、優先採択するものとする。
- (4) 機械設備（ハウスを除く）の整備にあたっては、事業実施地域における普及率及び販売からの経過年数を考慮して採択するものとする。
- (5) ハウスの高度化とは、標準的なハウスの耐風性や耐暑性を高めたハウス、又は、ダブルアーチハウスや空気膜ハウス等省エネ性を高めたハウスであり、以下のこととする。
  - ア 耐風性を高めたハウス（以下「耐風性ハウス」という）とは、柱等に鉄骨を使用した補強型ハウス、又は使用するパイプ径を25.4mmより太くするなどの強化を施した農業用ハウスとする。
  - イ 耐暑性を高めたハウス（以下「耐暑性ハウス」という）とは、屋根面の全面開放を可能とするフルオープンハウスとする。
  - ウ ダブルアーチハウスとは、以下のすべてを満たすものとする。
    - ① 耐風性を高めるため、ハウス本体にダブルアーチ構造を有すること。
    - ② 不織布などの多層構造資材の内張を設置した高い断熱性を有すること。
  - エ 空気膜ハウスとは、フィルムを二重構造とし、二層間へブロワーなどで空気を送り込み、空気の断熱層を形成し保温性を高める構造を有するものとする。
  - オ 既存施設の有効利用、事業費の低減等の観点から、耐風性や耐暑性などの向上のために既設のパイプハウスの補強を行う整備も本事業の対象とする。
  - カ 整備するハウスについては、受益農家1戸につき原則2a以上とする。
- (6) 事業実施主体が構成員に施設、機械等のリース・レンタルをする場合は、以下の基準を満たしていること。
  - ア リース料等については、事業実施主体の負担など内訳を明確にすること。
  - イ 管理と貸付の規定（リース料等の取り決め、借り手の選定等）を制定すること。

### 3 補助対象経費

- (1) 事業費が5,000万円を超える機械設備の整備については、補助対象外とする。

- (2) 要綱別表に規定する機械設備の整備事業については、機械設備と一体となった資材も補助対象とする。なお、資材のみの導入は、原則として補助対象外とする。但し、次に掲げる資材及び遮熱ネットについては、この限りでない。

経費、対策の種類	補助対象となる経費及び事業実施に当たっての留意事項等
<p>整備事業</p> <p>施設園芸の拡大</p>	<p>ア 耐風性ハウス整備の補助対象経費は、ハウス本体に係る資材費と施工費とし、補助対象事業費の上限額を93万円/a(税抜)とする。</p> <p>イ 耐暑性ハウス整備の補助対象経費は、ハウス本体に係る資材費と施工費とし、補助対象事業費の上限額を67万円/a(税抜)とする。</p> <p>ウ ダブルアーチハウス整備の補助対象経費は、ハウス本体に係る資材費と施工費とし、補助対象事業費の上限額を123万円/a(税抜)とする。</p> <p>エ 空気膜ハウス整備の補助対象経費は、ハウス本体に係る資材費と施工費とし、補助対象事業費の上限額を43万円/a(税抜)とする。</p> <p>オ 既存ハウスの撤去・処分費、農業用水の配管及び受電施設の整備費並びに要綱別表に規定する機械設備以外の附帯設備の整備経費は補助対象外とする。</p> <p>カ ハウスの高度化に取り組む場合は、当該ハウスを対象として、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。</p>
<p>推進事業</p> <p>新戦略商品の開発</p>	<p>ア 補助対象となる経費は、事業実施主体が要綱別表に規定する取組を行ううえで必要となる報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、原材料費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費とする。</p> <p>イ 事業実施主体の経常的な運営に関する事務費(家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等)は、補助対象としない。</p> <p>ア 新戦略商品開発会議(県、市町村、流通、販売関係者等を必要に応じて参集。(以下、「開発会議」という。))を開催(必須)すること。開発会議で事業計画及び対象経費を決定し、進行管理を行うこと。</p> <p>イ 商品開発等の専門アドバイザー招へい</p> <p>ウ 商品パッケージ等の試作品開発</p> <p>エ 新商品PR及び販売促進イベント開催</p> <p>オ その他開発会議で認められた取組</p>

附 則

この実施基準は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。